

蓄電池設備のリスクに応じた防火安全対策検討部会開催要綱

（目的）

第1条 火災予防条例で規制すべき蓄電池設備の対象を見直すとともに、蓄電池設備のリスクに応じた防火対策として必要な事項を新たに定め、蓄電池設備に係る規制の適正化を図ることを目的とする。

（検討事項）

第2条 検討部会は、現在普及している蓄電池設備及び今後普及が見込まれる蓄電池設備の火災リスク及び安全対策について、調査、検討を行い、防火上必要な具体的規制方法を検討する。

（部会）

第3条 部会は、学識経験者、関係団体及び消防行政の関係者等のうちから、消防庁予防課長が委嘱する部会員によって構成する。

2 部会には、部会長を置く。

3 部会長は、部会員の互選により選出する。

4 部会長は、部会を主宰する。

5 部会長は、必要があると認めるときは、部会に部会員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

（部会公開の原則）

第4条 部会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、部会長が部会の運営上必要と認める場合は、この限りではない。

（委員等の任期）

第5条 委員及び部会員の任期は、就任を承諾した日から令和5年3月31日（金）までとする。ただし、特に必要があると認められるときは、任期を別に定めることができる。

（庶務）

第6条 検討部会の庶務は、消防庁予防課が処理する。

（補足）

第7条 この要綱に定めるほか、検討部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月26日から実施する。